

建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

平成28年6月1日

(最終改正 令和7年4月1日)

伊那市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第3項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和する措置について、次のとおり取扱うこととします。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事

工事内容、工事の時期及び工事現場の状況などから総合的に判断し、市長が兼任可能と判断した工事については兼任を認めます。

(1) 次の条件を全て満たす工事

- ア いずれも伊那市が発注した工事であること
- イ 兼任できる工事の数は、2件であること
- ウ 工事の当初請負代金額が、いずれも4,500万円未満（建築一式工事は9,000万円未満）であること。ただし、「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」の2に該当する工事はこの限りではない
- エ 工事個所は、全て伊那市内であること
- オ 連絡体制として、兼任する伊那市が発注した工事の現場には連絡員を配置すること
- カ 次のいずれにも該当しない工事であること
 - (ア) 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事
 - (イ) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事
 - (ウ) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事
- キ 兼任を認める際のその他の条件
 - (ア) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
 - (イ) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築するとともに、工事現場の安全管理等の対策を図り、連絡員等に必要な指示を行うこと
 - (ウ) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと市長が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること

2 現場代理人の兼任に関する手続き等

受注者は、兼任をする工事の契約時に契約書と併せ、現場代理人兼任届（様式1）及び連絡員配置届（様式2）を伊那市へ提出してください。

3 適用時期

令和7年4月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。